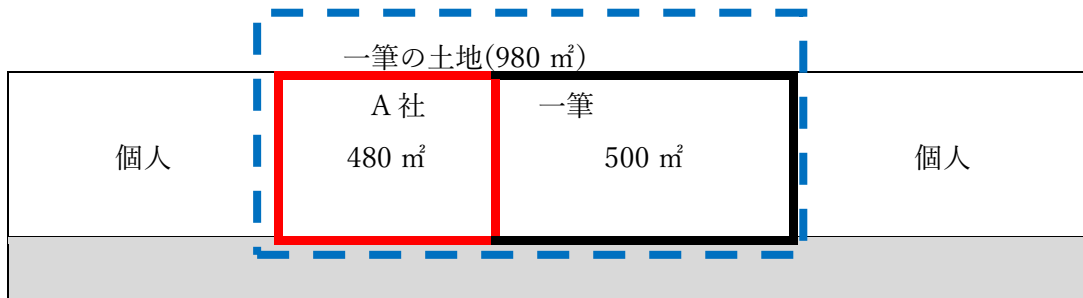


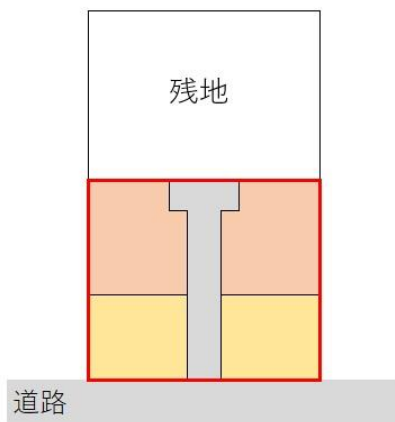
## 一体開発が疑われる事例

事例1. 物理的位置関係の例, 一筆の土地を区域設定して 500 m<sup>2</sup>以下としている例



相談区域(赤)は 480 m<sup>2</sup>であるが, 筆全体としては 980 m<sup>2</sup>あり, 筆の一部を開発区域として設定している。残地の土地利用計画及び実施時期によっては一体開発と判断される。

事例2. 利用目的の一体性, 500 m<sup>2</sup>以下としている区域の他に計画地がある例



相談区域(赤)は 480 m<sup>2</sup>であるが, 残地が残っており全体としては 980 m<sup>2</sup>ある。築造した道路を伸ばして北側残地の接道とするのか, 他に接道がとれるのかなど, 残地の土地利用計画及び実施時期によっては一体開発と判断される。